

消防士長の選考による昇任に関する規程を次のように定める。

令和5年12月6日

新潟市消防局長 小林 徹

新潟市消防局訓令第9号

消防士長の選考による昇任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟市職員任用規則（平成19年人事委員会規則第7号）第3条第6項第3号に定める、選考によって昇任させる消防士長の職に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 選考の資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 消防副士長の階級にあること。
- (2) 消防副士長として満2年以上の勤務実績を有し、かつ満39歳以上であること。
- (3) 選考実施前の直近4期分の能力態度評価及び直近2期分の業績評価の全体評価がいずれも3以上であること。
- (4) 選考実施前1年以内に懲戒処分を受けていないこと。
- (5) 過去に降任している場合、降任の日から1年以上経過していること。

2 前項第1号及び第2号の基準日は、選考を実施する年度の4月1日とする。

(昇任)

第3条 消防長は、前条の資格を有する者から、任命しようとする職の標準職務遂行能力及び適性の有無について審査し、選考により昇任させることとする。

附 則

この規程は、令和5年12月6日から施行する。